

RPS法関連についての電力会社との交渉状況

三重県久居市

経過

- ・久居榊原風力発電施設(750kW×4基)
- ・11.70円/kWhで17年間長期固定契約。解除条項無し。
- ・売電期間:平成10年11月15日~平成27年11月14日
- ・契約書には、環境付加価値の帰属についての記載は一切無し。
「電力量料金単価として11.70円」と明記
- ・RPS法により生じた新たな権利の帰属については、昨年末以降、再三にわたり協議を行ってきたが、平行線である。

電力会社 第1回 覚書案(平成15年1月)

- ・二酸化炭素削減効果、化石燃料消費節減その他の付加価値(RPS法含む)については電力会社に帰属するものとし、電力会社が任意に処分することができる。
- ・久居市は15年3月31日までに設備認定を受け、内容を電力会社に報告する。
- ・設備認定を受けない場合は、受けるまでの期間は別単価(3円~4円??)とする。

電力会社 第2回 覚書案(平成15年4月)

- ・電力会社は、受給した電力をRPS法の義務履行に利用することができる。

久居市の方針

- ・覚書締結については、相互にプラスでなければ締結できない。
覚書案は、市にとってメリットがない。既存契約のままでよい。